

中央区告示第二百四号

中央区特別区税条例（昭和三十九年十月中央区条例第五十号。以下「条例」という。）第七条及び中央区特別区税条例施行規則（昭和四十年三月中央区規則第四号）第十条第一項の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める特別区税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所の所在地を有する特別区税の納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和八年七月二十八日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

中央区長

山本

泰人



都道府県名

熊本県

指定地域

八代市
宇土市
宇城市
八代郡氷川町